

がん診療連携拠点病院等指定にかかるこれまでの経緯

指定年度	国指定			県指定			指定年度		
	がん診療連携拠点病院	備考1	備考2	三重県がん診療連携拠点病院	三重県がん診療連携病院	三重県がん診療連携推進病院			
～平成22年度 (～2010年度)	三重県立総合医療センター 三重大学医学部附属病院 三重中央医療センター 松阪中央総合病院 伊勢赤十字病院 鈴鹿中央総合病院					市立四日市病院(H22.11.24) 松阪市民病院(H23.3.25) 鈴鹿回生病院(H23.3.31)	拠点病院に準じる病院として、推進病院の指定開始。 4年間指定(H26.3.31まで)	～平成22年度 (～2010年度)	
平成23年度 (2011年度)						済生会松阪総合病院(H23.11.21) 四日市羽津医療センター(H24.1.5)	4年間指定(H27.3.31まで) 推進病院指定要件見直し ○見直しの内容 ・推進病院の定義 要綱で定めている整備要件を満たす、もしくは医療機との連携により整備要件を十分に満たしていることが認められる病院 原則、放射線治療に関する機器を設置している 診療従事者 ・その他 医療機関間の診療情報共有システムである「三重医療安心ネットワーク」に参画し、地域医療連携に活用することが望ましい	平成23年度 (2011年度)	
平成24年度 (2012年度)						上野総合市民病院(H25.3.1)	4年間指定(H28.3.31まで)	平成24年度 (2012年度)	
平成25年度 (2013年度)		指定要件見直し ○主な変更点 ・指定類型の追加(地域がん診療病院、特定領域拠点病院) ・手術療法、放射線治療の提供体制 ・緩和ケア、相談支援の提供体制 ・診療実績 年間入院がん患者数のみから、院内がん登録数・手術件数、化学療法への患者数・放射線治療への患者数に変更 など	○既指定病院の取扱い ・H26.3.31まで指定を受けている病院 ⇒H27.3.31まで指定を受けているものとみなす ⇒H27.3.31、H28.3.31、H29.3.31まで指定を受けている病院 ⇒H27.3.31までの指定期間とする					平成25年度 (2013年度)	
平成26年度 (2014年度)		新指針により、4年間指定(H30.3.31まで)	※人的要件については経過措置とし、1年間延長(H27.3.31まで)			桑名西医療センター いなべ総合病院 市立伊勢総合病院 尾鷲総合病院	県指定要件・運用の見直し ○準拠点病院 ・指定箇所数 県内を8地域(地域医療構想区域)に区分し、概ね人口20万人程度を目安に指定する ・指定要件 標準的・集学的治療を提供できること(放射線治療を除く) 拠点病院に準ずる診療実績を有していること(基準値は対象人口見合い) ○連携病院 ・指定箇所数 指定対象病院の独自性や取組状況を重視するため、上限なし ・指定要件 拠点病院及び準拠点病院との連携 拠点病院、準拠点病院で対応できない高度又は特異性のある医療を提供している 当該医療機関が所在する地域において、対象患者数が多いなどの理由で拠点病院や準拠点病院では対応しきれない医療を提供している	○既指定病院の取扱い ・H26.3.31まで指定されている病院 ⇒H27.3.31まで延長 ・H27.3.31、H28.3.31まで指定されている病院 ⇒H27.3.31までの指定	平成26年度 (2014年度)
平成27年度 (2015年度)				県立総合医療センター(H27.10.1)			新要件により、準拠点病院・連携病院の指定開始。 ・準拠点病院→R2.3.31まで	H27.3.31時点で推進病院に指定されていた医療機関はH30.3.31まで引き続き推進病院として指定を受けることができる。 H27年度第1回がん対策推進協議会において、準拠点病院の患者割合は拠点病院の8割程度とすることを確認。 H27年度から準拠点病院・連携病院の指定にあたっては、三重県がん対策推進協議会から意見聴取をすることとされた。	平成27年度 (2015年度)
平成28年度 (2016年度)							連携病院の指定要件の具体化	H28年度第1回三重県がん対策推進協議会において、連携病院の指定要件が具体化 ○具体内容 ・高度または特異性のある医療の例示 ・患者割合 ・拠点・準拠点との連携	平成28年度 (2016年度)
平成29年度 (2017年度)				三重中央医療センター			H30.3.31で推進病院の経過措置期間終了。		平成29年度 (2017年度)
平成30年度 (2018年度)		指定要件見直し ○主な変更点 ・診療実績 緩和ケアチームの新規紹介患者数 ・医療安全体制の設置 ・院内がん登録中級認定者の配置 ・指定に関する課題の整理(指導・取消)など	○既指定病院の取扱い ・H30.8.31まで指定を受けている病院 ⇒H31.3.31末まで指定を受けているものとみなす ⇒H31.3.31、R2.3.31、R3.3.31まで指定を受けている病院 ⇒H31.3.31までの指定期間とする ・H30.4.1から指定を受けようとする病院 ⇒H31.3.31までの指定とする(1年間)	市立四日市病院		【新規】 桑名東医療センター(桑名市総合医療センター) もりえい病院 塩川病院 藤田医科大学七葉記念病院 岡波総合病院 【推進→連携】 鈴鹿回生病院 松阪市民病院 済生会松阪総合病院 四日市羽津医療センター 上野総合市民病院 いなべ総合病院 市立伊勢総合病院 尾鷲総合病院	○連携病院の指定類型 ・高度または特異性のある医療を提供する病院 いなべ総合病院(在宅医療、消化器系がん(腹腔鏡手術)、皮膚科常勤医) もりえい病院(緩和ケア医療) 四日市羽津医療センター(PET等による診断及び早期発見・治療、消化器系がん(腹腔鏡手術)) 塩川病院(ガンマナイフ) 藤田医科大学七葉記念病院(緩和ケア医療) ・拠点病院・準拠点病院を補充する病院 桑名市総合医療センター 鈴鹿回生病院 岡波総合病院 上野総合市民病院 松阪市民病院 市立伊勢総合病院 尾鷲総合病院	平成30年度 (2018年度)	
令和元年度 (2019年度)	市立四日市病院	新指針により、4年間指定(R5.3.31まで)	※本指針から指定期日が統一				準拠点病院の指定要件見直し	H30年度第2回三重県がん対策推進協議会において、以下のとおり見直し ・診療体制、人員配置、診療実績の要件のうち、放射線診断・放射線治療・病理診断にかかる部分は原則扱い ・患者割合の算出区域を、2次医療圏から地域医療構想区域に変更	令和元年度 (2019年度)
令和2年度 (2020年度)							新要件により、準拠点病院4年間指定(R6.3.31まで)	新要件を満たせなかった準拠点病院の猶予措置期間(1年間) ・県立総合医療センター 診療体制(医療安全の専任常勤薬剤師) ・三重中央医療センター 院内がん登録中級認定者の配置	令和2年度 (2020年度)
令和3年度 (2021年度)				済生会松阪総合病院	名張市立病院				令和3年度 (2021年度)

○三重県立総合医療センター
診療実績(化学療法への患者数)、患者割合ともに指定基準に満たしていなかったため、拠点病院(H27.3.31まで)から準拠点病院へ指定類型変更(H27.10.1～)

○三重中央医療センター
H26.3.31までの指定であったが、診療体制配置要件については1年間の猶予期間があったため、H27.3.31までの指定。
H28の拠点病院申請においては、診療実績(放射線治療患者数、化学療法への患者数)、診療体制(放射線治療医の配置)患者割合等指定基準に満たしていなかったため、拠点病院から準拠点病院へ指定類型変更

経過措置